

農業委員・農地利用最適化推進委員名簿

地区名	担当区域	農業委員	農地利用最適化推進委員
真岡	荒町１～４、東光寺、田町、東郷、東郷団地、中郷、西郷、西郷西、大田山	菅又 久	山田 博之
	台町１～５、並木町、熊倉１～４、大谷台町、亀山、高間木、高勢町	今井 仁	中三川 清
山前	小林、根本、君島、南高岡、道祖土	佐藤 正美	仙波 信夫
	八條、鶴田、西田井	菊地 孝一	川上 洋一
	東大島、東沼、西沼、島	横山 千代子	柳田 昌司
大内	飯貝１、京泉１、田島、上大田和、堀内、下大田和	高久 勝則	増山 亨
	飯貝２、飯貝３、京泉２、原町１、原町２、清水、赤羽	菱沼 明夫	広瀬 寿幸
	下鷺谷、上鷺谷、下籠谷	田村 利信	菅谷 佳宏
中村	寺内、寺内駅前、西原、大野原、茅堤、小橋、伊勢崎、八木岡	菊地 薫	保澤 輝喜
	若旅、宿中、三ツ谷、間木堀、南中里、北中里、加倉	伊沢 保	永嶋 一彦
	粕田、下大沼、大沼、長田、柳林、勝瓜	松本 佳規	石川 久男
長沼	長沼南、長沼北、大道泉、鷺巣、西大島、上江連、古山	愛澤 貴	荒山 研二
	青田北、青田南、堀込、砂ヶ原東、砂ヶ原西、上大曽、上谷貝、谷貝新田	関亦 雅孝	
久下田	本郷、寺山、久松第一、久松住宅、新石、旭町、富永町、福居町、錦町、東町、豊住町、春來町、銀、寿多町、境、程島、長島、下大曽、石島、大根田、丸山、阿部品	小林 文夫	佐藤 利夫
物部	東物井、下原、下物井、西物井一、西物井二、上物井、横田、大和田、沖	横山 玲子	松本 泰弘
	南鹿、西鹿、東鹿、北鹿、桑ノ川、原分、高田、高田新町、市之塚、反町、水戸部、三谷、阿部岡	高松 弘道	池田 健

農地賃借料に係る情報の提供について（各地区の最高・最低・平均値）

平成31年1月から令和元年12月末までに締結された農地に係る賃借料(10アール当り)の統計データについては、以下のとおりです。

地区	田						畑		
	現金(円／10アール)			物納(kg／10アール)			現金(円／10アール)		
	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	平均値	最高値	最低値	平均値
真岡市全体	25,000 円	4,039 円	12,900 円	120 kg	19 kg	65 kg	7,272 円	1,000 円	5,000 円
前年公表値			13,800 円			71 kg			5,900 円
【参考】増減			-900 円			-6 kg			-900 円
真岡地区	15,464 円	5,000 円	9,000 円	91 kg	19 kg	58 kg	賃貸借取引 5 件未満のため、公表無し(※4)		
山前地区	17,544 円	5,000 円	12,400 円	91 kg	26 kg	56 kg	賃貸借取引 5 件未満のため、公表無し(※4)		
大内地区	18,566 円	4,039 円	11,200 円	95 kg	20 kg	62 kg	7,272 円	6,025 円	6,700 円
中村地区	19,832 円	5,435 円	13,600 円	110 kg	30 kg	67 kg	3,087 円	1,000 円	2,000 円
久下田地区	20,880 円	9,414 円	17,600 円	120 kg	60 kg	94 kg	4,367 円	1,000 円	2,600 円
長沼地区	25,000 円	10,000 円	15,700 円	120 kg	33 kg	76 kg	6,200 円	3,943 円	4,700 円
物部地区	21,492 円	9,661 円	13,700 円	120 kg	41 kg	73 kg	賃貸借取引 5 件未満のため、公表無し(※4)		

- ※1 標準小作料制度は、平成 21 年度に廃止されております。
- ※2 令和元年中（平成 31 年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日）の賃借料調査結果に基づき、算出しています。
ただし、賃借料が発生した取引（賃貸借）のみを集計し、無償での取引（使用貸借）は集計から除いています。
また、特別な事情の下での取引（ボイラー等の機械設備の賃借料、水利費、土地改良負担金を含む場合等）も、集計から除いています。
- ※3 平均値は、田・畑の現金の部については十の位を、田の物納の部については小数点以下を四捨五入しています。
- ※4 賃貸借取引件数が 5 件未満の項目については、件数が少なく、集計データの信頼性が確保できないため、公表いたしません。
- ※5 賃借料は、農作物の販売相場や立地条件等総合的に判断し、当事者間で決定してください。

農地の貸借・売買を希望の方へ

- 農地の貸借・売買の相談やあっせんは、真岡市農業委員会および真岡市農業公社で取り扱っています。
- 真岡市農業委員会では、当事者間での直接の売買・貸借について、農地法に基づく手続きを行っています。
- 真岡市農業公社は、所有者と耕作者の間に入り、農地の売買・貸借契約についてお手伝いすることができます。
また、真岡市農業公社を通すことで、安心して農地の貸借契約ができ、契約期間終了後には所有者に確実に土地が戻ります。

農地の適正管理について

- 真岡市農業委員会は農地の適正な管理に努め、耕作放棄地の解消を推進しております。
- 市外への転出や高齢のため等、継続して耕作する事が困難な農地がある場合は、真岡市農業委員会および真岡市農業公社へご相談ください。
- 耕作放棄地を借りて耕作する際には、各種支援策が用意されておりますので、お気軽にご相談ください。

農地を農地以外で利用するときは

- 農地を農地以外で利用するときは、農業委員会へ農地法による転用の許可・届出が必要です。
- 「農地ではない」と思っている土地でも、地目が農地となっている場合がありますので、必ずご確認ください。
- 土盛りや土砂の採取、植林、太陽光発電設備の設置（設置形態を問わず）等についても転用が必要となりますので、ご注意ください。
- 優良農地の確保の観点から、転用の適否を対象農地の条件により判断することとなっています。